

広島市告示第360号

令和8年7月24日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井 一 實

1 休止する駐車場

広島市市営中島町第一駐車場及び広島市市営中島町第二駐車場

2 休止する期間

令和8年8月5日（水）午後7時から同月6日（木）午前10時30分まで

3 休止する理由

道路交通法（昭和35年法律第105号）第5条第1項の規定に基づき、広島中央警察署長が同法第4条第1項の規定による交通規制を行うため。